

津野町立中央小学校

学校いじめ防止基本方針

平成30年2月改定

目 次

はじめに	1
いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
いじめの定義	2
いじめの理解	2
いじめ防止対策委員会	2
いじめ防止のための取組	3
いじめの早期発見、早期対応等	4
P T Aや地域の関係団体等との連携について	6
重大事態への対処	6
年間の取組計画	7
チェックリスト	8

学校いじめ防止基本方針

津野町立中央小学校

はじめに

いじめを防止するために、学校として多様な面から気を配る必要がある。児童がいじめの心を持たないようにするには、互いに児童に豊かな心の育成、児童の主体的な活動の推進、資質能力向上、調査研究などの実施、普及啓発などを行うことが大切である。

本校は、学校教育目標を「自ら学び、たくましく、心豊かな子どもの育成」、めざす子ども像として、「意欲的に取り組む子ども」、「思いやりのある子ども」、「最後までがんばれる子ども」として取組んでいる。

本校は平成22年度より道徳教育を研究し、推進している。道徳教育を通して規範意識の高まりや「友だちが好き」と答える児童の割合が増えてきているが、基本的な生活習慣の確立や生活の環境により友だちとの会話が少なく自己を発揮できない児童もいる。さらに、友だちの言葉づかいが気になり、心の中で言葉に傷つき、いやな思いをする児童がいる。このような子どもたちが、常に明るい心を持って子どもたち一人ひとりが未来に「夢」や「志」を持ち、その実現に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校づくりを行わなければいけない。そこで、学校は、まず、一人一人の児童が安心して、安全に学校生活がおくれるように組織的、計画的にいじめ防止等の対策を推進する。

第1　いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、また、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、そして、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することができないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて児童生徒が十分理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめを受けた児童生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

第2 いじめの定義

(1) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【注意点】

- 個々の行為が「いじめ」に当たる否かの判断は、表面的、形成的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校いじめ防止対策委員会」を活用して組織的に行う。

第3 いじめの理解

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- また、加害者・被害者という二者関係だけでなく、学級で「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたる「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

第4 「いじめ防止対策委員会」

(1) 組織の役割

- ① いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめ防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、児童用、保護者用等）の作成・検証・修正を行う。

- ③ いじめに関する校内研修の企画・検討を行う。
- ④ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ⑤ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ⑥ いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ⑦ 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う母体とする。

(2) 組織の構成員

構成する教職員は、校長、教頭、生徒指導担当、人権主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員、須崎警察署スクールサポートーとする。また、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。

(3) 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるには、警察・児童相談所等の外部専門家の助言を得る。なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて、医療機関・福祉機関等の専門家を加えるなどの方法によって適切に対応する。

第5 いじめ防止のための取組

(1) 学校づくり・授業づくり

- ① すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- ② 居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていく。
- ③ わかる授業づくりを進める。すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ④ すべての児童が授業に参加できる授業場面で、活躍できるための授業改善を目指す。
- ⑤ 教科の観点からだけではなく、生徒指導の観点から授業を参考にしあい、全教職員で、分かる授業づくりに取り組む体制をつくっていく。
- ⑥ 日々の授業の中で、当たり前に発言したり聴いたりする姿勢を育てていく。

(2) 集団づくり・生徒理解

- ① すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育む。
- ② 互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していく。

- ③ 障害（発達障害を含む）のある児童についての理解を深める。
- ④ 児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。
- ⑤ 学級活動等で児童のいじめが起きやすい時期（4月下旬や9月上旬）を踏まえ、年間指導計画に位置付けたうえで、どの学級においても必ず指導がなされるような指導計画等を考える。

（3）生徒指導

- ① ベル着や授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など学習規律を共有する。
- ② いじめている児童や、周りでみていたり、はやし立てたりしている児童を容認することがないようにする。
- ③ 児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるように働きかける。

（4）教職員の資質能力の向上

- ① 授業を担当するすべての教職員が1回以上公開授業を行い、互いの授業を参観しあう機会を、いじめ防止のための年間指導計画に位置付け実施していく。
- ② 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- ③ 「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。
- ④ すべての児童がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹すること。

第6 いじめの早期発見、早期対応等

（1）いじめの発見

- ① いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。（教育相談や生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケートについてを実施）
- ② 児童の変化等に気づいた情報について、確実に共有するとともに、速やかに対応する。
- ③ 気になる変化が見られた、遊びやふざけのようにも見える等の気になる行為があつた等の場合、たとえば5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）

に）を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにしておく。（個人情報の管理に注意することも盛り込む）

- ④ 得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。
- ⑤ 出席をとるときに一人一人の顔を見て声を聞く。
- ⑥ 個人ノートや日記等を活用し、子どもの変化に気づくようとする。
- ⑦ 保健室の様子を聞く。
- ⑧ 保護者にも協力してもらい、家庭で気になる様子はないかを把握する。
- ⑨ 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を知らせてもらえる体制を構築する。
- ⑩ 普段から、児童の生活を把握するためのチェック表の活用や定期的な個人面談を行う。
- ⑪ 児童が教職員に相談してくれた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないよう気をつける。
- ⑫ 児童や保護者に「24時間相談ダイヤル」の周知をする。
- ⑬ 特別な調査等のみに依存することなく、教職員が普段から児童への態度や関わり方を見直す。

（2）いじめの対応

- ① 速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通す。
- ② 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ③ いじめの対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- ④ 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- ⑤ いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消まで、「組織」が責任をもつ。
- ⑥ ネット上のいじめには必要に応じて高知法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに須崎警察署に援助を求める。
- ⑦ いじめが「重大な事態」と判断された場合には、高知県教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- ⑧ 児童の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- ⑨ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活

動を行う。

- ⑩ 学校における情報モラル教育を進める。

第7 P T Aや地域の関係団体等との連携について

(1) P T Aや地域の関係団体との連携促進

- ① P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- ② いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配布し、周知する。

(2) 地域とともにある学校づくり

- ① 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもを育み、いじめ問題の解決を進めていくために、学校運営協議会、開かれた学校づくり推進委員会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。

第8 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに重大事態委員会を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供する。

- ① 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに高知県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

② 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。適切かつ真摯に対応する。

③ 調査を行うための組織について

重大事態であると判断した時は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに重大事態委員会を設ける。

この組織の構成については、学識経験者、心理や福祉の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのよう態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係

にどのような問題があつたか、学校、教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

『年間の取組計画』

月	職員会議、校内研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	備考（主な学校行事）
4	・職員に基本方針の周知 ・いじめ防止対策委員会 ・いじめに関する情報共有	・オリエンテーションでの生徒指導主事による講話 ・PTA総会で説明及び協力依頼 ・地域への広報		・入学式、始業式 ・家庭訪問
5	・学校運営協議会（CS） ・校内授業研	・学校通信（いじめアンケートの結果報告）	・いじめアンケートの実施 ・児童面談	・運動会
6	・開かれた学校づくり推進委員会 ・校内授業研	・道徳、人権参観日、学習会の実施 ・いじめに関する学級指導	・QUアンケートの実施	・学年PTA活動
7	・いじめ防止対策委員会 ・校内授業研		・学校評価（児童）の実施 ・保護者面談	・終業式 ・学年PTA活動
8	・対策委員会の報告・周知 ・いじめに関する研修会 ・学校運営協議会（CS）			・学年PTA活動
9	・校内授業研			・始業式
10	・校内授業研	・いじめ防止キャンペーン（企画委員会）	・民生委員との情報交換会 ・いじめアンケートの実施	
11	・学校運営協議会（CS） ・校内授業研	学校通信（いじめアンケートの結果報告）	・QUアンケートの実施 ・児童面談	・収穫祭
12	・いじめ防止対策委員会 ・対策委員会の報告・周知 ・校内授業研		・学校評価（児童・保護者）の実施 ・保護者面談	・終業式
1	・開かれた学校づくり推進委員会		・学校評価（学校関係者）の実施	
2	・学校運営協議会（CS）			・学校通信（学校評価アンケートの結果報告）
3	・職員会議（取組の反省と次年度の取組へ向けて等）			・卒業式、修了式

学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト（教職員用）（例）

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかを
ふり返り、当てはまる数字に○をしてください。

4…よくできている、3…おおむねできている、2…あまりできていない、1…できていない

1 いじめの防止のための取組

項目		チェック
授業づくり 生徒理解	生徒が規律正しい態度で主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	4 3 2 1
	全ての生徒が参加できる授業づくりに努めている	4 3 2 1
		4 3 2 1
		4 3 2 1
生徒指導	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4 3 2 1
	生徒理解や人間関係の把握に努めるとともに、生徒一人一人と会話するよう心がけている	4 3 2 1
		4 3 2 1
		4 3 2 1
資質能力向上 教職員の育成	生徒指導の視点を大切にした授業づくりについて、全教職員が共通して取り組むよう努めている	4 3 2 1
	生徒が「死ね」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている	4 3 2 1
		4 3 2 1
		4 3 2 1

2 いじめの早期発見、早期対応等

項目		チェック
いじめの発見	日常の観察に加え、アンケートや面談、個人ノートなどを活用し、生徒の実態把握に努めている	4 3 2 1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている	4 3 2 1
	生徒の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している	4 3 2 1
		4 3 2 1
いじめの対応等	被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守り通すことを前提に、組織で迅速に対応することに努めている	4 3 2 1
	加害生徒への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている	4 3 2 1
		4 3 2 1
		4 3 2 1

3 家庭や地域の関係団体等との連携促進

項目	チェック
学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている	4 3 2 1
生徒の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている	4 3 2 1
P T A 活動や地域の行事などに進んで参加するよう努めている	4 3 2 1
	4 3 2 1

4 取組全体を通しての成果や課題、改善点などについてお書きください。